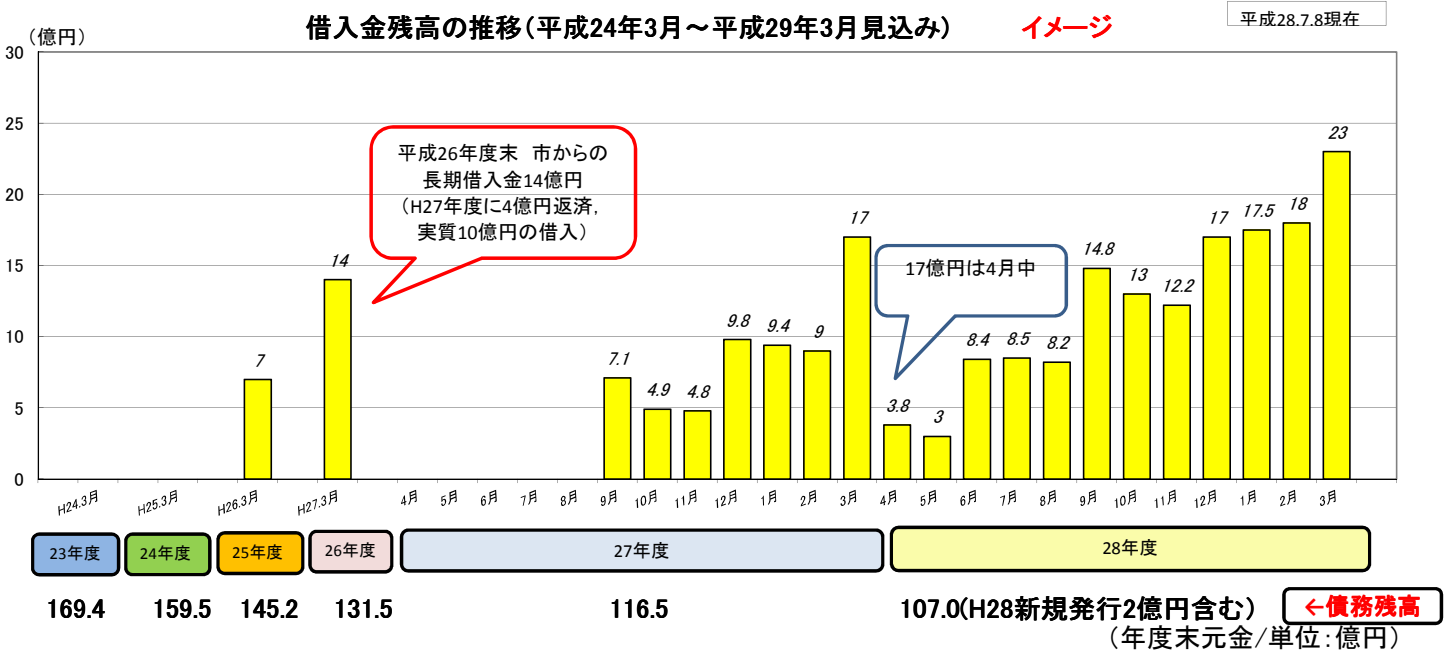


今年度末の資金見込みについて

1 今年度(平成28年度末)で、約23億円の資金が不足見込み



2 資金調達の手法と課題整理について

(1) 保有不動産(底地)の活用(流動化)

- ① 現時点では、銀行等と調整中だが、概ね20億円程度の調達は可能
- ② 土地を売却する代わりに、借地料として年1億円程度必要
- ③ 評価委員会の意見聴取が必要
- ④ 議会の議決が必要

(2) 当座貸越契約に基づく短期借入

- ① 法第41条の短期借入の制限について、平成27年度の銀行からの短期借入は、翌年の4月中に完済しているため、新たな平成28年度の銀行からの借入は可能

(借入金等)

第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(3) 診療報酬債権の流動化

- ① 現時点では、銀行等と調整中だが、概ね10億円程度の調達は可能
- ② また、現行の当座貸越契約における20億円の調達可能枠は継続

(4) 保有不動産(建物)のセールアンドリースバック

- ① 建物売却に伴う諸費用: 病院債の繰上償還及び違約金(利息相当分)、建物に係る預かり消費税約11億円が発生、国府補助金の返還約6億円+αが必要